

香川県サッカー協会情報機器及び Web ページの管理運用規約

(目的)

第 1 条 この規約は、香川県サッカー協会（以下「本協会」とする）のパソコン等情報機器及び Web ページの管理運用に関し、必要な事項を定めるものである。

(情報管理責任者)

第 2 条 情報管理責任者（以下「管理責任者」とする）は、本協会会長及び理事長とする。

- 2 管理責任者は、本協会における情報機器及び Web ページの管理運用についての一切の責任を負うものとする。

(情報運用担当者)

第 3 条 情報運用担当者（以下「運用担当者」とする）は、本協会広報委員会とする。

- 2 本協会の情報機器の取り扱いの実務及び Web ページの作成・発信において、各種別委員会の中より、広報委員を置く。

(報告)

第 4 条 運用担当者は、情報機器の利用状況及び Web ページ内の情報、また個人情報保護の状況について把握し、管理責任者及び関係機関より求めがある場合は、速やかに当該状況について報告しなければならない。

(管理)

第 5 条 情報機器を操作する者は、個人情報保護を最優先して行わなければならない。

- 2 運用担当者は、端末に付与された ID ナンバーおよびパスワードを漏洩してはならない。
- 3 運用担当者は、Web ページサーバーへのログインパスワードを漏洩してはならない。
- 4 運用担当者は、後任者にパスワード等について確実な引き継ぎをしなければならない。
- 5 ログインパスワードは、運用担当者の責において定期的に変更しなければならない。

(個人情報の発信とその範囲)

第 6 条 インターネットにおいて個人情報を発信する場合には、本人の同意を得ることを前提とする。

- 2 インターネットで発信する個人情報の範囲は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 関係者及び選手等の氏名を表記する場合は、その必要性を十分考慮する。
 - (2) 関係者及び選手等の意見・主張等については、運用担当者がその効果を十分に配慮した上で発信することができる。
 - (3) 選手等の写真を使う場合、必要のある事例以外は原則として個人の特定できない集合写真とする。ただし、電子メール等相手が特定される場合には、運用担当者がその効果を十分に配慮した上で個人写真を使うことができる。
 - (4) 住所・電話番号・その他の個人情報は発信しないものとする。ただし、電子メール等相手が特定される場合には、運用担当者がその必要性を十分に考慮した上で発信することができる。

(Web ページ)

第7条 Web ページを発信する場合は、管理責任者の決裁を得なければならない。ただし、結果速報等、迅速な情報公開を目的とする場合は運用担当者の責においてこれを行うことができる。

(リンク)

第8条 本協会 Web ページからリンクする相手は、管理責任者及び運用担当者が必要と認める公的機関とし、必ず相手方の了承を得なければならない。

2 本協会の Web ページを他の機関等が公益目的のためにリンクできるよう Web ページにその旨の条件等を明記しておく。

(著作権)

第9条 管理責任者及び運用担当者は、著作権保護法を遵守し、著作権及び肖像権を有する者の許可なく複製および改ざんを行ってはならない。

2 管理責任者は、適正な情報運用が図られているか常に管理・指導しなければならない。

3 本協会の Web ページを他の機関等が公益目的のために利用する場合の条件を明記しておく。

(電子メールの管理)

第10条 本協会に宛てられた電子メールの管理は次のとおりとする。

- (1) 情報管理責任者及び運用担当者は、本協会宛の電子メールをチェックする。
- (2) 本協会宛の電子メールは、ファイル等に記録する。
- (3) 本協会宛の電子メールで返信の必要のあるものは、すみやかに返信し、ファイル等に記録する。

(4)個人宛の電子メールは、すみやかに個人に伝達する。

(セキュリティ)

第 1 1 条 インターネット等外部接続をするにあたり、セキュリティに努めるものとする。

2 運用担当者は、ウイルスの被害を予防するため、定期的に検査を実施する。

(規約の改正)

第 1 2 条 この規約の改正は、管理責任者の了承を得るものとする。

附 則

この規約は、2000年4月1日から施行する。